

平成 30 年度税制改正大綱について ～相続・贈与等に関する項目～

与党による平成 30 年度税制改正大綱が平成 29 年 12 月 15 日に発表されました。今後、閣議決定されたのちに、関連法案を年明けの通常国会に提出し、来年 3 月末までに可決承認される見通しです。

発表された内容のうち、今回は相続・贈与等に関連する改正内容について、ご紹介させていただきます。

(1) 事業承継税制の特例の創設

非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予の特例制度が、下記のとおり創設されます。

①特例後継者(仮称)が、特例認定承継会社(仮称)の代表権を有していた者から、贈与又は相続若しくは遺贈により当該特例認定承継会社の非上場株式を取得した場合には、その取得した全ての非上場株式に係る課税価格に対応する贈与税又は相続税の全額について、その特例後継者の死亡の日等までその納税を猶予されることとなります。

(注 1)上記の「特例後継者」とは、特例認定承継会社の特例承継計画(仮称)に記載された当該特例認定承継会社の代表権を有する後継者(同族関係者と合わせて当該特例認定承継会社の総議決権数の過半数を有する者に限る。)であって、当該同族関係者のうち、当該特例認定承継会社の議決権を最も多く有する者(当該特例承継計画に記載された当該後継者が 2 名又は 3 名以上の場合には、当該議決権数において、それぞれ上位 2 名又は 3 名の者(当該総議決権数の 10%以上を有する者に限る。))をいう。

(注 2)上記の「特例認定承継会社」とは、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの間に特例承継計画を都道府県に提出した会社であって、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項の認定を受けたものをいう。

(注 3)上記の「特例承継計画」とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた特例認定承継会社が作成した計画であって、当該特例認定承継会社の後継者、承継時までの経営見通し等が記載されたものをいう。

②特例後継者が特例認定承継会社の代表者以外の者から贈与等により取得する特例認定承継会社の非上場株式についても、特例承継期間(仮称) (5 年)内に当該贈与等に係る申告書の提出期限が到来するものに限り、本特例の対象とする。

(注)上記の改正は、平成 30 年 1 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日までの間に贈与等により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用することとされます。

(2) 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

個人から一般社団法人又は一般財団法人(公益社団法人等、非営利型法人その他一定の法人を除く。以下「一般社団法人等」という。)に対して財産の贈与等があった場合の贈与税等の課税については、贈与税等の負担が不当に減少する結果とならないものとされる現行の要件(役員等に占める親族等の割合が 3 分の 1 以下である旨の定款の定めがあること等)のうちいずれかを満たさない場合に贈与税等が課税されることとし、規定を明確化することとします。

(注)上記の改正は、平成 30 年 4 月 1 日以後に贈与又は遺贈により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用することとされます。

(3) 特定の一般社団法人等に対する相続税の課税

特定一般社団法人等の役員(理事に限る。以下同じ。)である者(相続開始前 5 年以内のいずれかの時において特定一般社団法人等の役員であった者を含む。)が死亡した場合には、当該特定一般社団法人等が、当該特定一般社団法人等の純資産額をその死亡の時の同族役員(被相続人を含む。)の数で除して計算した金額に相当する金額を当該被相続人から遺贈により取得したものとみなして、当該特定一般社団法人等に相続税を課税することとします。

上記により特定一般社団法人等に相続税が課税される場合には、その相続税の額から、贈与等により取得した財産について既に当該特定一般社団法人等に課税された贈与税等の額を控除することとします。

(4) 土地の相続登記に対する登録免許税の免税措置の創設

①相続により土地の所有権を取得した者が当該土地の所有権の移転登記を受けずに死亡し、その者の相続人等が平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に、その死亡した者を登記名義人とするために受ける当該移転登記に対する登録免許税を免税とする措置を講ずることとします。

②個人が、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(仮称)の施行の日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に、市街化区域外の土地で市町村の行政目的のため相続登記の促進を図る必要があるものとして法務大臣が指定する土地について相続による所有権の移転登記を受ける場合において、当該移転登記の時における当該土地の価額が 10 万円以下であるときは、当該移転登記に対する登録免許税を免税とする措置を講ずることとします。

(5) 特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度の創設

文化財保護法の改正を前提に、次の措置を講ずることとします。

個人が、一定の美術館と特定美術品(仮称)の長期寄託契約を締結し、文化財保護法に規定する保存活用計画(仮称)の文化庁長官の認定を受けてその美術館(以下「寄託先美術館」という。)にその特定美術品を寄託した場合において、その者が死亡し、その特定美術品を相続又は遺贈により取得した者(以下「寄託相続人」という。)がその長期寄託契約及び保存活用計画に基づき寄託を継続したときは、担保の提供を条件に、その寄託相続人が納付すべき相続税額のうち、その特定美術品に係る課税価格の 80%に対応する相続税の納税を猶予することとします。

(6) 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度についての見直し

①相続税の納税猶予

(イ)次に掲げる貸付けがされた生産緑地についても納税猶予を適用することとします。

① 都市農地の貸借の円滑化に関する法律(仮称)に規定する認定事業計画(仮称)に基づく貸付け

② 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する特定都市農地貸付け(仮称)の用に供されるための貸付け

③ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(以下「特定農地貸付法」という。)の規定により地方公共団体又は農業協同組合が行う特定農地貸付けの用に供されるための貸付け

④ 特定農地貸付法の規定により地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定農地貸付け(その者が所有する農地で行うものであって、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する協定に準じた貸付協定を締結しているものに限る。)の用に供されるための貸付け

(ロ)三大都市圏の特定市以外の地域内の生産緑地について、営農継続要件を終身(現行:20 年)とする。

(ハ)特例農地等の範囲に、特定生産緑地である農地等及び三大都市圏の特定市の田園住居地域内の農地を加える。

(ニ)特定生産緑地の指定又は指定の期限の延長がされなかった生産緑地については、現に適用を受けている納税猶予に限り、その猶予を継続する。

② 贈与税の納税猶予

上記①(ハ)及び(ニ)の措置を講ずることとされます。

(注)上記①(イ)及び(ロ)の改正は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行の日以後に相続又は遺贈により取得する農地等に係る相続税について適用することとされます。

なお、同日前に相続又は遺贈により取得した農地等について相続税の納税猶予の適用を受けている者については、選択により、上記①(イ)の適用ができることとし、その場合には、上記①(ロ)も適用することとされます。

(7) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例についての見直し

①持ち家に居住していない者に係る特定居住用宅地等の特例の対象者の範囲から、次に掲げる者を除外する。

(イ)相続開始前 3 年以内に、その者の 3 親等内の親族又はその者と特別の関係のある法人が所有する国内にある家屋に居住したことがある者

(ロ)相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがある者

②貸付事業用宅地等の範囲から、相続開始前 3 年以内に貸付事業の用に供された宅地等(相続開始前 3 年を超えて事業的規模で貸付事業を行っている者が当該貸付事業の用に供しているものを除く。)を除外する。

③介護医療院に入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等について、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして本特例を適用する。

(注)上記の改正は、平成 30 年 4 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。ただし、上記②の改正は、同日前から貸付事業の用に供されている宅地等については、適用しないこととされます。

(担当：田中 正洋)